

# 著作隣接権

## 罰則

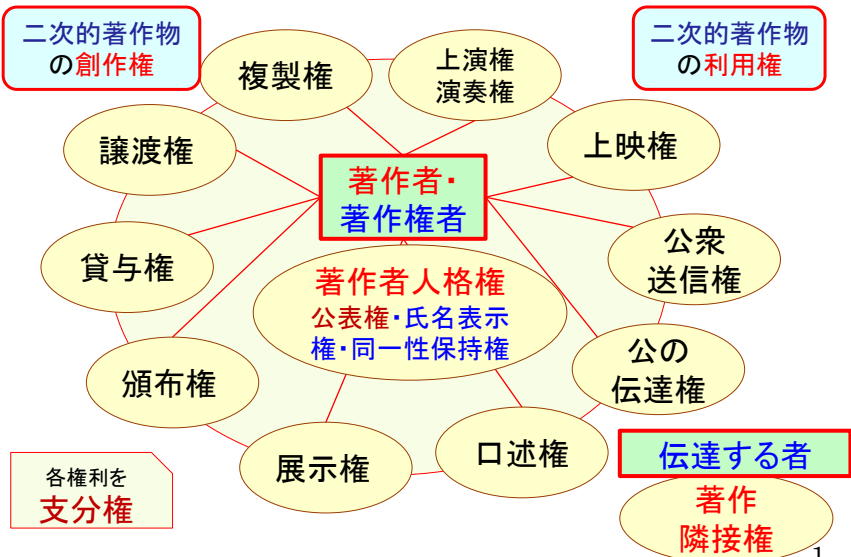
**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 **著作物** 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 **著作者** 著作物を創作する者をいう。



この写真にも著作権があり、無断で利用できない

## 著作権



☆

## 著作権隣接権者

著作物を人々に伝達した者に与えられる権利

実演家  
(89条第1項)

・実演を行う者(俳優, 舞踊家, 歌手), 実演を指揮する者, 実演を演出する者

レコード製作者  
(89条第2項)

・音を最初に固定した者

放送事業者  
(89条第3項)

・放送を業として行う者

有線放送事業者  
(89条第4項)

・有線放送を業として行う者

2

29年度18【知的財産法】杉山 務

☆

## 著作権隣接権

実演とは、著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること

2条1項3号

実演家の権利

91条～95条の3

補償請求権

許諾権

録音された実演

生の実演

録音された実演

録音・録画権  
放送権, 有線放送権  
送信可能化権

複製権  
送信可能化権  
譲渡権  
貸与権  
(レコード発売後1年間)

・放送・有線放送について  
使用料を請求できる権利  
・貸レコードについて使用  
料を請求できる権利  
(レコード発売後2年目～50年目)

CDレンタル報酬: シングル3日, アルバム3週間禁止  
1枚85円(¥1,000以下の場合) 165円; ¥1001～¥1999

3

29年度18【知的財産法】杉山 務

## 著作隣接権

「実演家人格権」

「氏名表示権」

「同一性保持権」

実演家には「公表権」が付与されていない

これは、実演が行われる際には、公表を前提として行われることが多いからである

4

29年度18【知的財産法】杉山 務

## 氏名表示権

自分の実演について、「実演家名」を「表示するかしないか」、表示するとすればその「実名か変名」かなどを決定できる権利(90条の2)

ただし、実演の利用の目的及び態様に照らして、「実演家の利益を害するおそれがないとき」又は「公正な慣行に反しないとき」は、実演家名を省略することができる

例えば、BGMとして音楽を利用する場合に、氏名表示の省略することがこれに当たる

5

29年度18【知的財産法】杉山 務

## 同一性保持権

自分の実演について、無断で「名誉・声望を害するような改変」をされない権利(90条の3)

「著作者」の「同一性保持権」の場合は、「意に反する改変」のすべてについて権利が及ぶが、「実演家」の「同一性保持権」は「名誉声望を害するような改変」のみに権利が及ぶ

侵害があった場合には、権利者である「実演家」が「名誉声望を害された」ということ立証しなければならない

また、実演の性質やその利用の目的・態様に照らして、「やむを得ない」と認められる場合や、「公正な慣行に反しない」場合は、除かれる  
**例えば**、ある映画を放送する場合に、放送時間に適合するように再編集するようなことが、これに当たる

6

29年度18【知的財産法】杉山 務

☆

## 著作隣接権

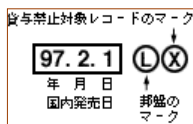
レコードとは、

蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したものを専ら影像と共に再生することを目的とするものを除く

2条1項5号

レコード製作者の権利

第96条～第97条の3



許諾権

複製権  
送信可能化権  
譲渡権  
貸与権(レコード発売後1年間)

補償金請求権

放送・有線放送について  
使用料を請求できる権利  
貸レコードについて使用料を請求できる権利  
(レコード発売後2年目～50年目)

音楽CD逆輸入禁止: 海外で合法的にライセンス生産された日本の音楽CDが、逆輸入により日本で**格安**に**販売**されるのを防止するために、4年間の輸入禁止期間を設ける(113条5項)

7

29年度18【知的財産法】杉山 務

☆

## 著作権隣接権

放送とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信

2条1項8号

放送事業者  
の権利

98条～100条

許諾権

複製権  
再放送権、有線放送権  
テレビ放送の伝達権

有線放送とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信

2条1項9号の2

有線放送事業者  
の権利

100条の2～100条の4

許諾権

複製権  
放送権、再有線放送権  
有線テレビ放送の伝達権

8

29年度18【知的財産法】杉山 務

## ときめきメモリアル

裁判例

最三判130213

メモリアードの使用はゲームソフトの同一性保持権を侵害

ゲームを行う主人公(プレイヤー)が架空の高等学校の生徒となって、設定された登場人物の中からあこがれの女生徒を選択し、卒業式の当日、この女生徒から愛の告白を受けることを目指して、3年間の勉強や出来事、行事等を通してあこがれの女生徒から愛の告白を受けるのにふさわしい能力を備えるための努力を積み重ねるといった内容の**恋愛シミュレーションゲーム**

プレイヤーが到達したパラメータの数値いかんにより女生徒から愛の告白を受けることができるか否かが決定され、そのストーリーは、一定の条件下に一定の範囲内で展開される。

メモリアードの使用によって、ゲームソフトにおいて設定されたパラメータによって表現される主人公の人物像が改変されるとともに、その結果、本件ゲームソフトのストーリーが本来予定された範囲を超えて展開され、ストーリーの改変をもたらす

専らゲームソフトの改変のみを目的とするメモリアードを輸入、販売し、他人の使用を意図して流通に置くことは、他人の使用によるゲームソフトの**同一性保持権の侵害を惹起した**ものとして、**不法行為に基づく損害賠償責任を負う**



9

29年度18【知的財産法】杉山 務

# パロディ（モンタージュ）

## モンタージュ写真の作成発行による著作者人格権の侵害

引用とは、自己の著作物中に他人の著作物の一部を採録することをいい、引用側と被引用著作物とを明瞭に区別して認識でき、**主従の関係**があることを要す

他人の写真を改変してモンタージュ写真を作成発行した場合に他人の写真における本質的な特徴自体を直接感得することができるときは、モンタージュ写真を一個の著作物とみることができるとしても、**著作者人格権を侵害する**



雪の斜面をスノータイヤの痕跡のようなシュプールを描いて滑降して来たスキーヤーを撮影して著作したカラーの山岳風景写真の一部を省き、シュプールをタイヤの痕跡に見立ててその起点にあたる雪の斜面上縁に巨大なスノータイヤの写真を合成した白黒のモンタージュ写真を発行することは、**著作者人格権を侵害する**

# 著作権の活用形態

活用の形態

### 自己実施

権利者自らが、著作物の製作販売等を行う

### 許諾 (ライセンス)

譲渡可能な権利を他人にライセンスを許諾して、その対価を得る。全部又は支分権ごとに可能

### 移転 (譲渡・担保)

財産権として、権利自体を移転(譲渡・担保化)することにより対価を得る

## 侵害に対する権利行使

民事上の救済措置

差止請求

信用回復措置請求

損害賠償請求

不当利得返還請求

刑事上の罰則

侵害の罪

## 登録制度について

WTOなどの国際ルールにより,著作権は著作物の創作等と同時に「**自動的**」に発生するものとされており,著作権を得るための登録制度といったものは**禁止**されている 5条

しかし,著作権に関する事実関係の公示や,著作権が移転した場合の取引の安全の確保等のために,著作権法では**登録制度**が定められている

12

29年度18【知的財産法】杉山 務

## 登録の種類と効果

### 実名の登録(75条)

無名又は変名で公表された著作物の著作者がその実名を登録

### 第一発行年月日等の登録(76条)

著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者が,当該著作物が最初に発行され又は公表された年月日を登録

### 創作年月日の登録(76条の2)

プログラムの著作物の著作者が,当該プログラムの著作物が創作された年月日を登録

### 著作権・著作隣接権の**移 転**等の登録(77条,104条)

— 登録権利者及び登録義務者が著作権若しくは著作隣接権の譲渡等の登録,又は著作権若しくは著作隣接権を目的とする質権の設定等を登録

### 出版権の設定等の登録(88条)

登録権利者及び登録義務者が出版権の設定,移転等の登録又は出版権を目的とする質権の設定等を登録

13

29年度18【知的財産法】杉山 務

## 著作権の侵害

### 「民事」の対抗措置

#### 損害賠償請求

故意又は過失により権利を侵害した者に対して、侵害による損害の賠償請求ができる(民法709条)  
侵害を被った者は損害の額を立証しなければならないが、その立証負担を軽減するために、侵害による損害額の「推定」ができる旨規定(114条)

#### 差止請求

著作権の侵害を受けた者は、侵害をした者に対して、「侵害行為の停止」を求めることができる  
侵害のおそれがある場合には、「予防措置」を求めることができる(112条, 116条)

#### 不当利得返還請求

他人の権利を侵害することにより、利益を受けた者に対して、侵害を被った者は、侵害者が侵害の事実を知らなかった場合には、その利益が残っている範囲での額を、知っていた場合には、利益に利息を付した額を、それぞれ請求することができる(民法703条, 704条)

例えば、自分で創作した物語を無断で出版された場合、その出版物の売上分などの返還を請求できる

#### 名誉回復等の措置の請求

著作者又は実演家は、侵害者に対して、著作者等としての「名誉・声望を回復するための措置」を請求することができる(115条, 116条)

例えば、小説を無断で改ざんして出版されたような場合、新聞紙上などに謝罪文を掲載させるなどの措置がこれに当たる

14

29年度18【知的財産法】杉山 務

## 著作権の侵害とみなされる行為

次の行為は、直接的には著作権の侵害には該当しないが、実質的には著作権の侵害と同等のものであるため、法律によって「侵害とみなす」とこととされている

外国で作成された**海賊版**(権利者の了解を得ないで作成されたコピー)を国内において販売や配布する目的で「**輸入**」すること(第113条第1項第1号)

海賊版を海賊版と知っていながら、「販売・配布」したり、販売・配布する目的で、コピーされたものを「**所持**」すること(第113条第1項第2号)

**海賊版**のコンピュータ・プログラムを会社のパソコンなどで「業務上使用」すること(使用する権原を得たときに海賊版と知っていた場合に限る)(第113条第2項)

著作物等に付された「**権利管理情報**」(「電子透かし」などにより著作物等に付されている著作物等、権利者、著作物等の利用条件などの情報)を不正に、付加、削除、変更すること

権利管理情報が不正に付加等されているものを、そのことを知っていながら、販売したり送信したりすること(第113条第3項)

著作者の「**名誉・声望を害する方法**」で、著作物を利用すること(113条5項)

15

29年度18【知的財産法】杉山 務



## 「刑事」の対抗措置

著作権の侵害は「**犯罪行為**」であり、権利者が「**告訴**」を行うことを前提として、「**10年以下の懲役**」又は「**1000万円以下の罰金**」という罰則規定が設けられている(119条1号)

注:・企業などの法人等による侵害(著作者人格権や実演家人格権の侵害を除く)の場合には、「**3億円以下の罰金**」とされている

・他人の著作物をコピーするような行為は、「他人の土地に入り込んでいる」という場合と同様に、客観的には「了解を得ているかどうか」が不明で、仮に了解を得ていないとしても、権利者が「**まあいいや**」と思っている場合は問題ないため、警察等による取締りには、権利者による「**告訴**」が必要(**親告罪**)とされている

16

29年度18【知的財産法】杉山 務

## その他の罰則

ア 営利を目的として、「公衆向けのダビング機」を設置し、音楽CDのコピーなど(著作権の侵害となること)に使用させること(第119条第2号)

→ 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(**親告罪**)

イ 小説などの原作者(著作者)が亡くなった後に、その小説の内容を勝手に変えてしまったり、原作者名を変えてしまうこと(第120条)

→ 500万円以下の罰金(**非親告罪**)

ウ

(a) コピーガードキャンセラーなど「著作物のコピー防止機能を解除することを目的とした機器やプログラム」を頒布したり、製造、輸入、所持すること。また、このプログラムをインターネット上に掲載することも対象となる(第120条の2第1号) (**非親告罪**)

(b) 「コピー防止機能などを解除すること」を事業として行った者(第120条の2第2号) (**非親告罪**)

(c) 「著作権の侵害とみなされる行為」を行った者(第120条の2第3号) (**親告罪**)

→ 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

エ 著作者名を偽って著作物を頒布すること(第121条)

→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(**非親告罪**)

17

29年度18【知的財産法】杉山 務

## 無許可ダウンロードに罰則

著作権者の許可なしに  
映像や音楽をダウンロードする行為に罰則  
2年以下の懲役又は200万円以下の罰金  
告訴がないと起訴できない親告罪

以前は、著作権者の許可がないインターネット上への配信は  
処罰対象だが、ダウンロードについては刑事罰がなく、音楽業  
界などが罰則を設けるよう求めた

**ダウンロード【download】** インターネットなどで、通信回線を介してまとまったデータ  
(ファイル)をホストコンピュータから受信すること。

※ ネットサーフィンや検索だけでも該当する可能性あり

18

29年度18【知的財産法】杉山 務

### 違法ダウンロードの示談金拒否で9歳女兒のPC押収—フィンランドで

9歳の娘が知らぬ間に違法コンテンツをダウンロードしてしまったフィンランド在住の男性が、著作権保護団体からの示談金支払い要求を拒否したところ、警察に娘のPCを押収されてしまった。 [佐藤由紀子, ITmedia] 2012年11月26日

著作権保護団体から身に覚えのない違法ダウンロードについての示談金を請求されたが拒否したところ、警察に娘のPCを押収された—。2005年の法改正で著作権侵害ファイルのダウンロードが違法とされているフィンランドでの話を、ファイル共有関連の専門ブログメディアTorrentFreakが11月22日(現地時間)に伝えた。

ある男性の元にこの春、非営利著作権保護団体CIAPCから示談金600ユーロ(約6万3000円)と秘密保持誓約書への署名を求める文書が届いた。この男性のアカウントが著作権を侵害する楽曲をダウンロードしたことが判明したという。実際には、9歳になるこの男性の娘が親が知らない間にGoogle検索で見つけた楽曲をThe Pirates Bayから落としたのだった。

男性がこれを拒否したところ、11月になって捜査令状を持った警察が自宅を訪れ、娘が愛用している“くまのプーさんPC”を証拠として押収したという。

フィンランドの法律では、著作権を侵害していると知りながら違法なコンテンツをダウンロードすることは違法であり、作曲家などの著作権保有者に告訴される可能性がある。CIAPCはフィンランドのレコードレーベルなど多数の著作権保有団体が加入する団体で、違法ダウンロードを監視している。CIAPCはTorrentFreakに対し、この秋だけでこの男性を含む28人のインターネットユーザーに示談金を提示したことを認めたという。この男性は示談金支払いを拒否したため、CIAPCに告訴されるとみられる。

日本でも10月1日に違法ダウンロード罰則化が施行された。違法にアップロードされた有償の音楽ファイルや映像ファイルを違法であることを知りながらダウンロードした場合、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金が科される。

29年度18【知的財産法】杉山 務

**キノコの写真・イラスト無断使用** 県に40万円支払い命令 10月30日(火)

長野県のホームページ(HP)に無断でキノコの写真とイラストが使われたとして、キノコに関する著作がある京都市のフリーライターの女性(41)が、県に使用許諾料と慰謝料など計100万円の支払いを求めた訴訟の判決で、京都地裁(橋詰均裁判官)は29日、県に**40万円の支払い**を命じた。

判決では、県が女性のHPから転載した写真の撮影には専門的な知識が必要で「著作物としての創作性が高い」と指摘。著作権の侵害を認めていた県側が、写真**2点で計15万6千円**、イラスト**1点で2万6千円と主張**した使用許諾料について、写真**24万円**、イラスト**6万円**を認めた。女性が精神的な苦痛を受けたとして求めた慰謝料の支払いは認めなかった。

判決後、原告の女性は「使用許諾料についての主張は認められた部分もあるが、金額の算出方法には納得がいかない」とし、県薬事管理課の丸山洋課長は「判決文が届いていないのでコメントできない」とした。

同課(当時薬務課)は2002年6月に幻覚を引き起こす「マジックマッシュルーム」を食べないように呼び掛けるホームページを作った際、女性のサイトからキノコの写真2点、イラスト1点を無断で転載。昨年5月に女性の指摘を受けて削除し、**約3週間**にわたり県のホームページに謝罪文を掲載した。

29年度18【知的財産法】杉山 務

## 栃木市イラスト無断使用 京都の企業に398万円支払いへ

下野新聞 5月24日 朝刊

栃木市は23日、使用の許諾や使用料の支払いが必要なイラスト計11点を、市が作製した冊子やイベント告知などのチラシ、ポスターに無断使用していたと発表した。6月定例会に**イラストの使用料約398万円**(税込み)を盛り込んだ本年度一般会計補正予算案を提出する。

イラストはフクロウが描かれた作品6点、男性や家族など人物2点、水玉などデザインの背景に使う作品3点の計11点。使用媒体は市のホームページ(HP)15件、チラシ9件、冊子6件、ポスター3件、広報紙1件。使用期間は最長が約3年8カ月に上った。

著作権を保有する京都市の企業がことし2月、イラストが市のHPで使用されていることに気付き、市へ問い合わせたことから発覚。庁内で調査した結果、4課の複数の職員がインターネットで「無料」などと検索して表示されたイラストを**使用許諾が必要ないと思い込み**無断使用したほか、別の4課が当該のイラストを庁内で転用していたことを確認した。

29年度18【知的財産法】杉山 務

## 条文の読み方

### 「放送番組等の伝達」

喫茶店に置いてあるテレビなどで放送を「公に伝達」する場合

- ・ 営利を目的とせず、聴衆・観衆から**料金**を受けないこと **又は**
- ・ 通常の**家庭用**受信機を用いること

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもちてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

3 放送され、又は有線放送される著作物(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。)は、**営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には**、受信装置を用いて公に伝達することができる。**通常**の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

**営利を目的としても、又は、聴衆又は観衆から料金を受けても、通常**の家庭用受信装置を用いてする場合は、**公に伝達することができる。=同様とする。**

23

29年度18【知的財産法】杉山 務

## ま と め

ご清聴 ありがとうございました

⑦の提出

杉 山 務

19回(29日:水)は、意匠制度:意匠とは何 **効果確認2**(著作権制度)

24

29年度18【知的財産法】杉山 務

**著作隣接権**：著作物を人々に伝達した者に与えられる権利(89条)，公表権はない。<sup>1</sup>

- ・実演家：実演を行う者（俳優，舞踊家，歌手），実演を指揮する者，実演を演出する者
- ※ 実演とは，著作物を演劇的に演じ，舞い，演奏し，歌い，口演し，朗詠し，又はその他の方法により演ずること

**実演家の権利**：氏名表示権(90条の2)

実演家の利益を害せず，公正の慣行に反しなければ省略可能

- ★同一性保持権(90条の3)：意に反するではなく名誉声望を害する改変をされない権利
- ★録音権及び録画権(91条)；放送権及び有線放送権(92条)
- ★送信可能化権(92条の2)；譲渡権(95条の2)，
- ★貸与権(95条の3)：最初の販売から12月，その後は貸与報酬請求権

**ワンチャンス主義**：実演家の録音・録画の許諾を得て作成した映画の著作物をDVD等で複製する際には，実演家の許諾は必要ない(91条2項)<sup>2</sup>

**レコード製作者**：音を最初に固定した者

※ レコードとは，蓄音機用音盤，録音テープその他の物に音を固定したもの，音を専ら影像と共に再生することを目的とするものを除く

- ★許諾権；複製権(96条)，送信可能化権(96条の2)；譲渡権(97条の2)；貸与権(97条の3)：最初の販売から12月，その後は貸与報酬請求権<実演家と同じ>

※音楽CD逆輸入禁止(113条5項)：海外で合法的にライセンス生産された日本の音楽CDが，逆輸入により日本での格安販売を防止するために，4年の輸入禁止期間(政令66条)

**放送事業者**：放送を業として行う者

※ 放送とは，公衆送信のうち，公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信

- ★複製権，再放送権，有線放送権，テレビ放送の伝達権

**有線放送事業者**：有線放送を業として行う者

※ 有線放送とは，公衆送信のうち，公衆により同一内容の送信が同時に受信されることを目的とする有線電気通信の送信

複製権，放送権，再有線放送権，有線テレビ放送の伝達権

**保護期間** ⇒15回

**著作隣接権(101条)**

- ・実演：実演の時から，その翌年から起算して50年
- ・レコード：音を最初に固定した時から，その発行の翌年から起算して50年
- ・放送，有線放送：放送を行った時から，その翌年から起算して50年

保護期間の特例：外国の保護期間が日本より短い国の場合は，日本での保護期間は其の相当する期間

**登録制度**：著作権は著作物の創作と同時に発生するから，権利の発生には登録は不要

①著作権に関する事実関係の公示

②著作権が移転した場合の取引の安全の確保 等のため

- ・実名の登録(75条)
- ・第一発行年月日の登録(76条)
- ・創作年月日の登録(76条の2)
- ・著作権の移転
- ・質権の設定，移転，変更，消滅

<sup>1</sup> (著作隣接権) **第八十九条** 実演家は，第九十条の二第一項及び第九十条の三第一項に規定する権利（以下「実演家人格権」という。）並びに第九十一条第一項，第九十二条第一項，第九十二条の二第一項，第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項に規定する権利並びに第九十四条の二及び第九十五条の三第三項に規定する報酬並びに第九十五条第一項に規定する二次使用料を受ける権利を享有する。

<sup>2</sup> レコード製作者は，第九十六条，第九十六条の二，第九十七条の二第一項及び第九十七条の三第一項に規定する権利並びに第九十七条第一項に規定する二次使用料及び第九十七条の三第三項に規定する報酬を受ける権利を享有する。

<sup>3</sup> 放送事業者は，第九十八条から第百条までに規定する権利を享有する。

<sup>4</sup> 有線放送事業者は，第百条の二から第百条の五までに規定する権利を享有する。

<sup>5</sup> 前各項の権利の享有には，いかなる方式の履行をも要しない。

<sup>6</sup> 第一項から第四項までの権利（実演家人格権並びに第一項及び第二項の報酬及び二次使用料を受ける権利を除く。）は，著作隣接権という。

<sup>2</sup> (録音権及び録画権) **第九十一条** 実演家は，その実演を録音し，又は録画する権利を専有する。

<sup>2</sup> 前項の規定は，同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され，又は録画された実演については，これを録音物（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）に録音する場合を除き，適用しない。